

和光市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年1月

和光市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
4. 今後のフォローアップについて	7
5. その他	7

1. 計画の趣旨、現状等

(1) 背景

全国の学校現場では長年、教育職員の長時間勤務が常態化し、従来の体制では持続可能性に課題が生じている。こうした状況を是正し、教育の質を維持するため、国や県は平成29年以降「学校における働き方改革」を推進し、勤務時間の上限指針や業務の役割分担、基本方針等を示し、改善に向けた取組を行ってきた。

その後、令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の改正により、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表・報告が義務付けられることとなった。改革の実効性を高める枠組みを整えることにより、さらなる学校現場における働き方改革の推進が求められている。

(2) 趣旨

本計画は、国や県の方向性をもとに、「和光市教育振興基本計画」との整合性を図りながら、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保するための具体的な措置を体系的に示すものである。働き方改革によって生まれるゆとりを活かし、教育職員が人間性や創造性を高め、子供たちと向き合う時間を充実させることで、やりがいと使命感にあふれる職場環境を実現し、子供たちへのよりよい教育につなげていかねばならない。

(3) 本市の現状

本市では、国や県の動向を踏まえ、令和2年9月に「和光市立小・中学校における働き方改革基本方針」（令和4年11月一部改訂）を示し、教育職員が子供たちと向き合う時間を確保するための取組を進めてきたところである。取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

(3)-1:時間外在校等時間の状況（月間）

校種	月平均（年間）	月45h超	月80h超
小学校	23h	0.77%	0.00%
中学校	42h	47.8%	0.01%

(3)-2:時間外在校等時間の状況（年間）

年360h 以内の 割合		小学校	中学校	全校
		平日のみ	休日含む	
	平日のみ	67.8%	41.0%	59.3%
	休日含む	67.8%	26.2%	54.6%

時間外在校等時間の状況からは、小学校は数値が改善し、国が目指している数値に近づいていることから、働き方改革の取組の成果が表れてきていることが伺えるが、職場によっては、改善の見られない状況も伺える。一方、中学校については、数値の改善があまり見られず、様々な取組を通じた改善が喫緊の課題である。

2. 目標

本市における、令和8年度から11年度までの目標を、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア：1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を <u>100%</u> にする。
イ：1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を <u>30時間程度</u> にする。
ウ：1年間における時間外在校等時間の平均時間を <u>360時間程度</u> にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア：年次有給休暇の平均取得日数を年間 <u>15日以上</u> にする。	R6:14.9日
イ：ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を <u>8%以下</u> にする。	R6:10.4%
ウ：ストレスチェックにおける健康リスクの値を <u>70以下</u> とする。	R6:81.1

※ストレスチェックにおける健康リスクの値については、…総合健康リスクは、仕事のストレス要因から予想される健康問題が発生するリスクを、全国平均を100として表しています。

総合健康リスク…120 以上 注意が必要

総合健康リスク…150 以上 既に健康問題が発生している可能性が高いとされています。

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 各学校における業務改善の現状と方向性

① 「業務の3分類」における業務の分担の見直しや適正化

国の資料（「R7.9.26公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」）における「業務の3分類」を参考に、今後の取組の方向性を整理し、取り組んでいく。

ア 学校以外が担うべき業務

項目の概要・内容 (国の資料より)	和光市	
	現在の対応等	今後の方向性(R8~R11)
1. 登下校等の通学路における日常的な見守り活動等 ・保護者・地域住民・その他の関係者が担う体制の構築 ・児童生徒の登校時刻を教育職員の勤務開始時刻よりも後にする。	✓交通指導員配置 ✓日課表の見直し	➤学校の教育活動の見直し ➤日課表の見直し ➤コミュニティ・スクール(CS)のさらなる推進
2. 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ・保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねる。 ・保護者が第一義的責任を有することの確認(本当に緊急の場合を除き学校による対応は行わない。)	✓留守番電話設置により、緊急のみ対応 ✓市役所との連携により連絡体制の整備	➤留守電サービスの更新(「品質向上に伴う録音」メッセージ導入) ➤緊急連絡体制の確認と保護者への周知
3. 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ・歳入歳出に組み入れることの適切さを確認し、公会計化を行っていき、その徴収・管理を行っていく。 ・直ちに難しい場合は、保護者の直接購入から始める。	✓徴収金システムの活用(保護者から業者への支払い)	➤給食費・教材費等学校徴収金の整理(公会計化)
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ・連絡・調整等は、地域学校協働活動推進員が中心となって行っていく。児童生徒の地域行事等への参加に	✓チーフディレクター配置済(中学校区)	➤CS制度の周知・理解促進(熟議等の活用) ➤CSのさらなる拡充(人材

伴う連絡調整も同様に。 ・教頭に責任や負担が集中しないように、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。	✓地域担当を校務分掌に位置づけ	育成・確保に係る取組推進)
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ・保護者等からの相談窓口設置 ・弁護士等の活用	✓相談窓口設置・周知等（メール、電話等）済 ✓弁護士資格を持っている職員の活用の周知	▶留守電サービスの更新（「品質向上に伴う録音」メッセージ導入）（再掲） ▶要望対応に係る資料作成や研修実施等

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

項目の概要・内容 (国の資料より)	和光市	
	現在の対応等	今後の方向性(R8~R11)
6. 調査統計への回答 ・文書の量の縮減 ・回答のデジタル技術活用 ・事務職員の活用	✓アンケートフォーム等の活用	▶アンケートフォーム等のさらなる活用 ▶申請様式等の見直し
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ・事務職員等が積極的に参画 ・必要に応じて、民間事業者等への委託も検討	✓管理職による対応	▶ホームページシステムの変更・更新等による作業量の軽減
8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ・事務職員及び情報通信技術支援員が中心となる ・民間事業者への委託も検討	✓情報教育推進アドバイザーの活用	▶情報教育推進アドバイザーの業務整理 ▶教育職員のICTスキルの向上
9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ・教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に、その他については民間委託等検討	✓民間委託の推進 ✓学校管理包括業務委託による学校管理	▶水泳事業民間委託のさらなる推進
10. 校舎の開錠・施錠 ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る（設備の導入、職員間の役割分担の見直し等） ・教頭や特定の職員に責任や負担が集中しない環境整備	✓機械警備対応 ✓業務員による朝夕の鍵管理 ✓教育職員による鍵管理	▶今後の学校管理の在り方検討（部活動地域展開対応等による。）
11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ・あらかじめ安全点検等の措置を行った上で、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進	✓教育職員による対応	▶教育職員による対応の在り方検討（輪番制等） ▶保護者や地域住民の支援検討
12. 校内清掃 ・学級担任は、児童生徒に対する指導を中心に。 ・地域住民の支援を得る。 ・清掃の実施回数、範囲の合理化、学校の職員の輪番制など	✓教育職員による指導対応 ✓実施回数や時間、やり方の調整等	▶保護者や地域住民の支援検討 ▶実施回数や時間、やり方等の検討
13. 部活動 ・地域展開・地域連携推進 ・ガイドライン遵守	✓地域展開に向けた実証事業実施 ✓ガイドライン策定済	▶地域展開推進 ▶ガイドラインの見直しとそれに基づく実施

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

項目の概要・内容 (国の資料より)	和光市	
	現在の対応等	今後の方向性(R8~R11)
14. 給食の時間における対応 ・ 指導は実施 ・ 児童生徒の見守りは、支援スタッフ等の活用	✓担任等による給食指導 ✓栄養士、給食事務員による支援	➢担任や栄養士等による給食指導や支援の継続 ➢保護者や地域の方の支援について検討
15. 授業準備 ・ 印刷物や物品の準備はスクールサポートスタッフの支援 ・ そもそもデジタルを活用していくべき	✓スクールサポートスタッフ等の業務支援 ✓GIGAスクール構想に基づくICT活用	➢ICTのさらなる活用(新しいアプリ等の導入等) ➢スクールサポートスタッフ等による業務支援継続
16. 学習評価や成績処理 ・ 採点や提出物の確認等はスクールサポートスタッフに任せる。 ・ デジタルの活用促進	✓スクールサポートスタッフ等の業務支援 ✓GIGAスクール構想に基づくICT活用	➢スクールサポートスタッフによる業務支援継続 ➢新しいアプリ等の活用など、教育DX化の促進
17. 学校行事の準備・運営 ・ 関係機関との日程調整 ・ 物品の準備等を教師と事務職員、スクールサポートスタッフとの共同を促進 ・ 必要に応じて業務委託	✓教頭や分掌主任による調整 ✓学校行事の見直し	➢教頭や分掌主任による調整継続 ➢学校行事の内容や在り方の再検討
18. 進路指導の準備 ・ 卒業後の就職先に関する情報収集等、教師と事務職員、スクールサポートスタッフ、自治体の専門人材との共同促進	✓進路指導担当による情報管理	➢進路指導担当による情報管理継続 ➢校務のDX化による負担軽減(校務支援システムの活用等)
19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・ 養教、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務員との協働を促進 ・ 不登校児童生徒への対応も教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進	✓スクールカウンセラーや学校生活支援員など、県費・市費による専門職員の配置 ✓教育支援センター設置	➢教育支援センター移設(居場所づくり) ➢不登校対策への取組整理(体制整備、情報提供等) ➢教育職員以外の家庭支援の在り方検討

② その他

業務の見直しや適正化を推進する上で、以下の項目について留意していく。

項目の概要・内容 (国の資料より)	和光市	
	現在の対応等	今後の方向性(R8~R11)
1. 授業時数 ・ 学校教育法施行規則において定められている授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を見直す。 ・ 年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行う。(始業日の設定にあたっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意する。)	✓年間指導計画・行事計画等の確認 ✓教務主任等の会議における情報共有 ✓校長会等による市全体での確認	✓年間指導計画・行事計画等の確認継続 ✓教務主任等の会議における情報共有継続 ➢校長会等による市全体での確認継続
2. 学校行事 ・ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。	✓各学校における学校行事の確認 ✓大きな行事等については、校長会等、市	✓各学校における学校行事の確認継続 ➢大きな行事等については、校長会等、市全体で

	全体での確認	の確認継続
3. 日課表等 ・ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行う。	✓各学校における日課表の見直し	➢子供と直接関わる活動を優先した日課表や取組等の見直し
4. 校務の効率化 ・ デジタル技術を活用し、校務の効率化を推進する。	✓校務支援システムの導入・活用 ✓情報教育推進アドバイザー配置 ✓情報担当者会議等実施（市教委主催）	➢校務支援システムの更新等 ➢情報教育推進アドバイザー配置継続 ➢情報担当者会議等による情報共有
5. 職務経験等のバランスによる指導・支援体制等 ・ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。	✓担任・担任外の授業持ち時数の平準化 ✓初任者教育職員における授業持ち時数の削減 ✓小学校高学年における教科担任制の推進	➢担任・担任外の授業持ち時数の平準化推進 ➢初任者教育職員における授業持ち時数等への配慮 ➢小学校における教科担任制等の推進
6. 勤務時間外の対応 ・ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。	✓夜間の電話メッセージ設定 ✓緊急時対応体制整備	➢夜間の電話メッセージ設定対応 ➢緊急時対応体制の確認
7. 学校運営改善の方向性 ・ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにする。	✓学校評価の実施とその在り方の検討	➢学校評価の手引きを活用し、働き方も含めた学校経営・運営の実効性を高める、新たな学校評価の実施
8. 人的支援 ・ 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものも含む。）の体制を充実する。	✓主体的な学び手育成教育職員や学校生活支援員、スクールサポートスタッフなど様々な市独自の人的支援実施	➢市費職員の効果的な活用の検討 ➢実情に合わせた市費職員の見直し ➢市費職員の研修の充実

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

前項で示した業務の見直しや適正化を踏まえ、以下のとおり教育職員の健康および福祉の確保に係る取組を推進する。

項目の概要・内容 (国の資料より)	和光市	
	現在の対応等	今後の方向性(R8~R11)
1. 医師による面接指導の実施 ・ 教育職員の健康および福祉を確保するため、座高等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、1箇月時間外在校等時間80時間を目安とする。	✓時間外在校等時間が長い職員への医師面談体制整備	➢時間外在校等時間の減少促進 ➢時間外在校等時間が長い職員への医師面談の実施
2. 勤務間インターバルの確保 ・ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は11時間を目安とする。	✓勤務開始時刻の見直し ✓出退勤システムの導入による出勤・退勤時刻の確認	➢日課表等の見直し（勤務開始時刻等の確認） ➢出退勤システムによる出勤・退勤時刻の確認継続

3. 健康診断・ストレスチェックの実施 ・教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。また医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行う。	✓全職員ストレスチェック(高ストレス者面談含む)実施	▶全職員ストレスチェック(高ストレス者面談含む)実施継続 ▶職場の状況の見える化
4. 相談窓口を設置 ・心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、または教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。	✓各学校における相談体制整備	▶各学校における相談体制の確認・見直し等 ▶市教委の相談窓口設置
5. 年次有給休暇(年休)等の取得促進 ・年休その他休暇等について、まとまった日数連続して取得することも含めて、その取得を促進する。	✓学校閉庁日設定 ✓年休等取得状況の確認(年1回)	▶学校閉庁日の継続 ▶年休等取得状況の確認と学校への働きかけ
6. 柔軟な働き方の促進 ・早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。	✓長期休業中のオンライン研修への、自宅からの参加	▶柔軟な働き方に向けた新たな制度等の確認とそれに基づく柔軟な働き方の実践

4. 今後のフォローアップについて

取組を通じて、計画の実行性を高めるには、市教委と各学校が一体となって改善を進めることが必要であることから、市教委と各学校が以下のイメージを共有し、具体的にフォローアップを進めていく。

○ 今後の改善に向けたマネジメント体制

【各学校における PDCA サイクル】

○チェックで明らかになった働き方改革の現状に対する改善策の検討とまとめ(12~1月頃) ○HP等による公表	○次年度目標設定・方向性等の確認(2~3月) ○年度当初の目標・方向性等の確認(4月)
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">Action Check</div> <div style="text-align: center;"> A ↓ C </div> <div style="text-align: center;">Plan Do</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">Plan Do</div> <div style="text-align: center;"> P ↓ D </div> <div style="text-align: center;">Action Check</div> </div>
○時間外在校等時間・年休等取得状況・ストレスチェック等による実態把握(通年等) ○学校評価アンケート等による実態調査等(秋)	○計画実践(通年) ○働き方改革に係る組織等による、協議等(通年) ○管理職等による見届け確認(通年)

【市教委における PDCA サイクル】

○負担軽減検討委員会における次年度の方向性確認 ○総合教育会議等における報告等 ○HP等による公表	○今年度の目標等確認(5月頃 市教委会議等)
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">Action Check</div> <div style="text-align: center;"> A ↓ C </div> <div style="text-align: center;">Plan Do</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">Plan Do</div> <div style="text-align: center;"> P ↓ D </div> <div style="text-align: center;">Action Check</div> </div>
○集計データ等に基づく分析(通年・適宜) ○衛生推進者連絡協議会等による情報共有 ○負担軽減検討委員会による状況確認	○情報提供(通年) ○時間外在校等時間等集計(通年) ○ストレスチェック実施 ○学校訪問による実態把握(全校)

5. その他

(1) 校長のリーダーシップにおける教育職員全体による組織的な取組

各学校における教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。学校の管理職は、自校の勤務状況及び児童生徒への教育実践の状況等を見ながら、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、業務の精選が行えるよう、組織マネジメントの実施により働きやすい環境を構築することが必要である。

実施に際しては、管理職の独断であったり、一部の教育職員の強い声に左右されたりすることなく、学校の全教育職員が一丸となって取り組めるよう、各学校がPDCAのマネジメントサイクルに基づく働き方改革に特化した体制整備・組織整備に努めていく。

(2) 保護者・地域の方々の理解

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組んでいく。また、取組の着実な実施を図るため、市内各学校の働き方改革の状況等について、毎年度和光市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会や総合教育会議において報告するなど、保護者や地域の方々等への情報提供に努める。

(3) 関係機関等との連携

学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に当たっては、関係部局・関係機関とともに取り組んでいく。